

第19回連合駿台会学術賞・学術奨励賞

【駿台懇話会の目的】

明治大学と連合駿台会が相互の情報交換と親睦を図り、母校の教育振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

1. 連合駿台会学術賞

【社会科学】西川伸一 (政治経済学部専任教授)
『最高裁判官国民審査の実証的研究』

【人文科学】関口裕昭 (情報コミュニケーション学部専任准教授)
『パウル・ツェランとユダヤの傷—《間テクスト性》研究』

【自然科学】澁谷直人 (農学部専任教授)
『Two LysM receptor molecules, CEBiP and OsCERK1, cooperatively regulate chitin elicitor signaling in rice.』
『From defense to symbiosis: limited alterations in the kinase domain of LysM receptor-like kinases are crucial for evolution of legume-Rhizobium symbiosis.』

2. 連合駿台会学術奨励賞

該当者なし

連合駿台会報

FAX	電話	編集 No.
印刷	101-0052	308
有限会社	(○三) 三三九六一四七四八	平成25年3月25日発行
美創	千代田区神田小川町三一二三 「紫紺館」内	連合駿台会
	斎藤柳光	明治大学



〈左から〉澁谷直人先生、関口裕昭先生、山口政廣会長、日高憲三理事長、福宮賢一学長、西川伸一先生

連合駿台会学術賞を授与

新春の駿台懇話会(1月例会)

平成二十五年最初の連合駿台会例会(駿台懇話会)を、一月十六日(水)十七時半より、明治大学アカデミーコモン二階「ビクトリーフロア曉の鐘」で開催しました。

山口政廣会長の挨拶に続いて、学術賞三人の名前およびその選考経過が発表されました。そして受賞者を代表して、西川伸一・政治経済学部専任教授の受賞記念講演がありました。

講演の要旨は以下の通りです。

*

「第二十二回最高裁判所裁判官国民審査の結果をどうみるか」

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました、政治経済学部の西川でございます。このたびは、権威ある連合駿台会学術賞を賜り光栄の至りに存じます。

拙著のテーマとしております国民審査が、ちょうど昨年十二月に実施されました。きょうのお話では、その結果を拙著の内容を踏まえながら分析してまいりたいと思います。

1 最高裁判所裁判官国民審査とはなにか

繰り返しになりますが、二〇一二年十二月十六日は衆議院議員総選挙と第二十二回最高裁判所裁判官国民審査の投票日でした。まず、国民審査はいつ行われ、だれが審査対象になるのかを確認しておきます。それは日本国憲法七十九条二項にこう規定されています。

「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。」

つまり、最高裁裁判官に任命されてはじめて迎える総選挙の折りに国民審査にかけられ、その後十年してはじめて迎える総選挙で再び審査対象になる、というわけです。最高裁判官の定年は七十歳です。そして、いまでは最高裁裁判官には六十歳を過ぎた方しか事実上任命されません。従って、各裁判官は国民審査には一回しかかかりません。

次に投票方法については、最高裁判所裁判官国民審査法十五条に定められています。「審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければなら

ない。」

やめさせたいと思う裁判官には×印を付けて、それ以外の裁判官については空欄のまま投票せよというわけです。投票用紙をみると、右から左に審査対象裁判官の氏名が縦書きで並んでおり、その上に記号を付ける欄があります。後でご説明しますように、裁判官の並び順が実は重要なです。この順番を告示順といいますが、これは中央選挙管理会がくじによって決める事になっています(同十四条)。

こうして投票が実施された結果、どうなるのでしょうか。憲法七十九条三項にそれが書かれています。

「前項の場合〔国民審査〕において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。」

×票が空欄票を上回った裁判官はその職を解かれるのです。とはいって、これまでのべ百七五人の最高裁裁判官が審査されてきましたが、これにより罷免させられた裁判官は一人もいません。百七十五人のうち最も×票率が高かったのは、第九回国民審査(一九七二年)で審査を受けた下田武三裁判官で、×票率は一五・一七パーセントでした。

いま×票率と申しましたが、これから分析のために、用いる言葉を正確に定義しておきます。

審査対象裁判官・甲に対する×票、すなはち「罷免を可とする投票」を（a）票とします。一方、甲に無印で投じられた「罷免を可としない投票」を（b）票とします。さらに（a）票と（b）票を合わせた甲に対する総有効投票数を（c）票とします。そして、（a）を（c）で除した百分率を甲に対する「個別的罷免要求率」とよぶことにします。

これに対しても、ある回次に審査対象となつた各裁判官の（a）票の合計を（A）票とし、（b）票の合計を（B）票とします。これら（A）票と（B）票の合計を（C）票とします。そして、（A）を（C）で除した百分率をその回次の「全般的罷免要求率」とよんでいきます。

2 第二十二回国民審査の結果分析

先月施行された第二十二回国民審査の基礎データは図表1のとおりです。個別的罷免要求率の最高が岡部喜代子裁判官の八・五六パーセント、最低が小貫芳信裁判官の七・七九パーセントでした。加えて、この回次の全般的罷免要求率は八・〇八パーセントとなりました。

もちろん、審査を受ける裁判官は万が一にも罷免はされまいと思っています。「ただ、×印の数が、他の裁判官に比べて多いか少ないか気についていた」と経験者は述べています

（朝日新聞裁判班編 一九七二・一五三）。×票の多寡を決める要因には何が考えられるでしょうか。ダネルスキーリーというアメリカの政治学者がかつて、第一回から第七回までの国民審査について統計解析を行いました。そこから、審査対象裁判官数が多ければ多いほど、全般的罷免要求率は低下するという仮説を提示しました。

これまでで審査対象裁判官数が最も多かつた回次は第一回（一九四九年）で十四人でした。その回次の全般的罷免要求率は四・四一パーセントで、全二十二回中最低の数値です。一方、最も対象者が少なかつたのは第三回（一九五五年）で一人でした。全般的罷免要求率（といっても個別的罷免要求率と同じになります）は二二・四九パーセントです。ただしこれは歴代最高率ではなく、第三位の数値です。最も高い全般的罷免要求率は第十回（一九八〇年）の一四・三八パーセントです。このときの審査対象者は四人でした。

ダネルスキーリー仮説に立てば、審査対象者数と全般的罷免要求率は反比例することになります。なぜそうなるのでしょうか。実際には、ほとんどの有権者は裁判官を個別に認識して×印を付けるわけではなく、最高裁全体へ異議申し立てとして×印を付ける。ではだれに×印を付けるかといえば、最初に目に入れる投票用紙の右側に記載された裁判官になる

というわけです。そして、その数人に×印を付ければ気が済むので、投票用紙の左側にくにつれて×印は付かなくなってしまいます。すなはち、審査対象者が多く投票用紙が長い回次ほど、全般的罷免要求率は低く出ることになります。

第二十一回（二〇〇九年）の場合、審査対象者は九人で全般的罷免要求率は六・六九

图表1 第22回国民審査の執行結果

告示順	裁判官氏名	×印(a)	無印(b)	総有効投票数(c)	罷免要求率	同左順位
1	山浦 善樹	4708497	53041797	57750294	8.15320005	②
2	岡部喜代子	4945084	52805272	57750356	8.56286323	①
3	須藤 正彦	4674807	53075623	57750430	8.09484362	⑤
4	横田 尤孝	4696669	53053780	57750449	8.13269694	④
5	大橋 正春	4576916	53173548	57750464	7.92533199	⑧
6	千葉 勝美	4698942	53051460	57750402	8.13663946	③
7	寺田 逸郎	4588376	53162027	57750403	7.94518438	⑥
8	白木 勇	4661824	53088581	57750405	8.0723659	⑦
9	大谷 剛彦	4633074	53117290	57750364	8.02258839	⑨
10	小貫 芳信	4499849	53250544	57750393	7.79189329	⑩
合計		46684038	530819922	577503960	8.08376067	

作成参照：総務省のホームページ「平成24年12月16日執行 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報結果」(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_a/data/shugiin46/index.html)。

パーセントでした。今回の第二十二回の審査対象者は十人になりましたので、全般的罷免要求率は前回を下回るだろうと予想しました。ところが八・〇八パーセントに達しました。あとでその理由を検討します。

さて、ダネルスキーフ仮説に関連してもう一つ指摘できる現象は、「順序効果」とよばれるものです。投票用紙の右側に記載された数人に×印が付けられるということは、×印の合計数は告示順に従つて左へと遞減していくと考えられます。すなわち、順序が結果に影響を及ぼす順序効果がみられるのではないか。

第七回から第十一回までの国民審査における告示順の個別的罷免要求率を、グラフにしたのが図表2です。x軸の数値は左から右へ並べますので、ここでは告示順を左から右へ記しました。順序効果が認められれば、グラフは右肩下がりになるはずです。

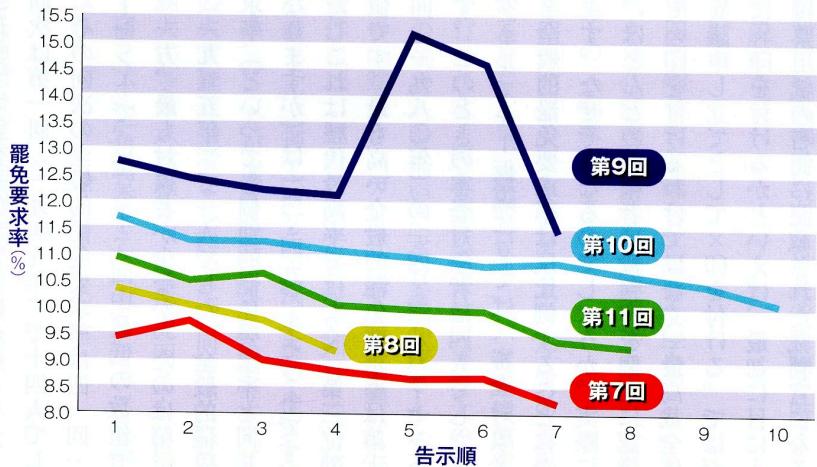
グラフをみますと第九回を除いて、順序効果がおおよそ読み取れます。第九回については、前述の下田と岸盛一の二人の裁判官について、革新政党と労働組合が×印を付けようという組織的な運動を熱心に展開しました。そのため、この二人に多くの×印が集まりました。しかし、彼ら以外の五人については順序効果が確認できます。

3 第二十二回国民審査の特徴をどう理解したらよいのか

ダネルスキーフ仮説に反して、第二十二回

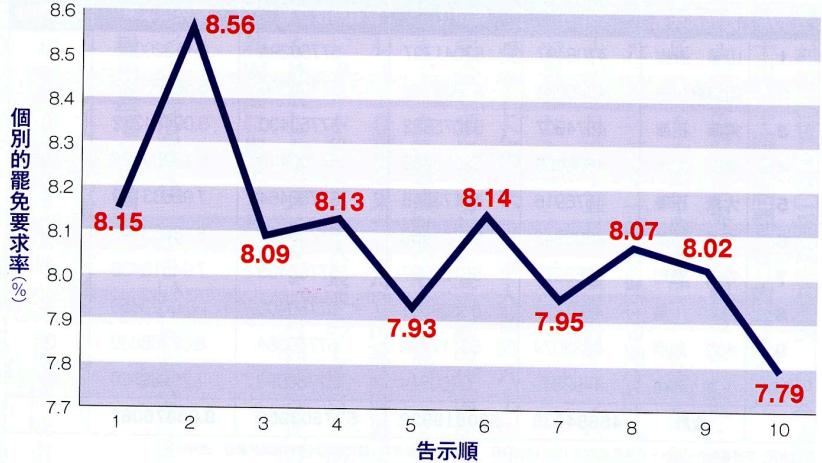
表3です。このように、傾向的な順序効果はみてとれるものの、告示順第二位が突出して高く、第五位と第七位がやや低くなっています。これらはどう理解すべきなのか。

図表2 告示順の個別的罷免要求率(第7回～第11回)



出所：西川（2012a: 250）

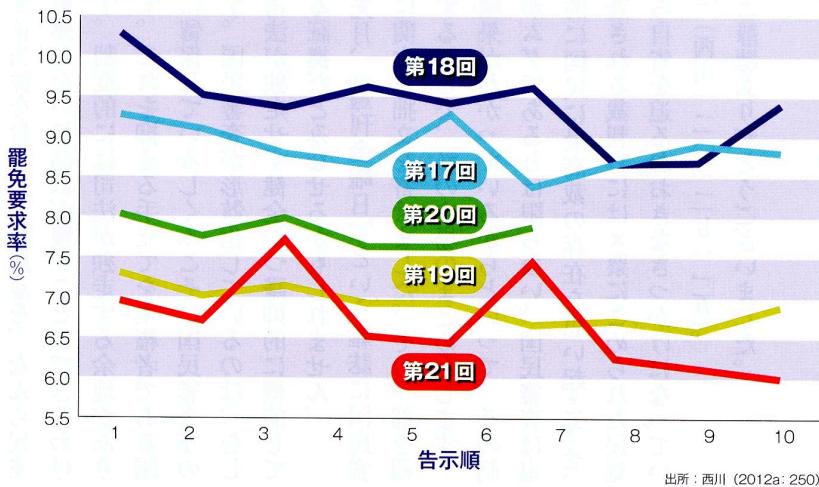
図表3 告示順の個別的罷免要求率(第22回)



出所：西川（2012a: 250）

なぜ第二十一回のグラフが双峰的になつてゐるかといえば、告示順第三位と第六位の裁判官に×印を付けようと/orかける組織的

図表4 告示順の個別的罷免要求率(第17回~第21回)



な運動が展開されたからです。具体的には、「一人一票実現国民会議」という市民運動団体が豊富な資金力をもつて、国民審査を前に大新聞に一面広告を何度も出しました。そこで「一人一票」に反対する判決に与した二人の裁判官に×印を付けよう訴えたのです。これに感化された有権者が第三位と第六位の裁判官に×印を付け、その結果グラフの形状は

「いびつ」になつたと推測されます。

第二十二回にあたつて「一人一票実現国民会議」は、対象裁判官十人全員が一人一票に反対だとして、全員に×印を付けようと世論を喚起しました。そして、前回同様に全国紙に意見広告を打ちました。これに影響を受けた有権者が全員に×印を付けて、一般的罷免要求率を引き上げたのではないでしょうか。

今回の全般的罷免要求率が前回を上回つたもう一つの要因として、投票率が考えられます。同時に実施された総選挙の投票率は五九・三二パーセントで戦後最低の投票率でした。前回における総選挙投票率は六九・二八パーセントで、今回より一〇ポイント近く高かつたのです。前回総選挙で政権交代を目指して投票所に足を運んだ人びとは、国民審査には関心がなく白票を投じた。その彼らが今回棄権したので、この一〇ポイント分の白票が減り、×票率が相対的に高まつたのではないか。こういった推理も導き出すことができます。

より理解がむづかしいのは、なぜ告示順第二位の岡部喜代子裁判官が最も高い個別的罷免要求率になつたかです。経歴がちょっと変わつてしまつて、裁判官になつて七年で依頼退官して弁護士に転じています。その後東洋大学法学部教授、慶應義塾大学法科大学院教授を経て、二〇一〇年に学者枠で最高裁入

りしました。最高裁裁判官として特段目立つ少数意見や行動はないようです。

強いて挙げれば、十人の審査対象者のうちただ一人の女性裁判官でした。その点が目立つといえば目立つのですが、彼女以前の三人の女性裁判官の個別的罷免要求率をみると、特段の共通した傾向はくくりだせません。なんともしまりのない結論ですが、彼女が最高率の個別的罷免要求率になつた理由はわからないとしかいいようがありません。

むすびにかえて

国民審査などムダだからやめてしまえ、という意見をしばしば耳にします。正直に告白すれば、私もこの研究をはじめるまではそう思っていました。有権者にとって最高裁裁判官は匿名集団に近く、国民審査のときに個別のリストをつけられても判断のしようがない。あるいはそれもあって、やる前から結果はわかつていいのだから、単なるセレモニーにすぎない。こういった酷評は当然一理あります。それでも、私はこの制度は存置し、投票方式を改めるなどしてより充実を図るべきだと考えています。

憲法八十一條は最高裁に違憲立法審査権を認めています。国民を代表する国会が成立させた法律を、最終的には最高裁が違憲として無効にすることができます。選挙を通

して正当性を付与された民意を、なんら民主的根拠のない最高裁が覆すことができるわけです。制度的には司法が独走する余地があります。これを抑える手立てを主権者である国民に留保しているしくみこそ、国民審査なのです。国民審査が形骸化しているのは、むしろ司法が独走せず健全かつ謙抑的に機能している証拠だとみなせるかもしません。

先月、『週刊金曜日』という雑誌に国民審査に関する拙文を寄せました。その一部を紹介することで、私の立場のまとめとします。

「結果がわかっているからといって、その制度がムダであるとは限らない。国民審査は定期的に国民に最高裁の存在を思い起こさせ、審査される裁判官には×票にこめられた民意から反省を迫るおおきなきっかけになつている」(西川 二〇一二b・一五)。

ご静聴ありがとうございました。

〈引用・参照文献〉

朝日新聞裁判班編(一九七二)『法学セミナー

増刊 日本の裁判』日本評論社。

西川伸一(二〇一二a)『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。

——(二〇一二b)『最高裁裁判官国民審査は確かに形式的だが民主的な司法を支える重要な制度だ』『週刊金曜日』二〇一二年十一月十四日号。

◆新入会員のご紹介

前回までの理事会で承認され、入会された方をご紹介します。(敬称略・到着順)



山本 良一
昭和四十八年・商学部卒
(株)大丸松坂屋百貨店
代表取締役社長
兵庫県西宮市在住



泊 三夫
昭和四十七年・政経学部卒
(株)博報堂・常務執行役員
東京都杉並区在住



和田 桂子
昭和五十四年・政経学部卒
フォーディズ(株)
代表取締役社長
東京都江東区在住

◆明大ニュース

●二〇二三年度一般入試 志願者数七年連続

十万人超 四年連続で日本

二〇二三年度の明治大学十学部の入学試験は、大学入試センター試験後期日程(三月四日出願締切、十四・十五日合格発表)を除

●第四のキャンパス

「中野キャンパス」が完成

明治大学の第四のキャンパスとなる中野

にて終了した。長引く不況の影響による地元志向や、「早慶明」とくくられるなど、明大が難関校として認識された反動を受けつても、総合数理学部の新設や、就職力、校友の活躍など明大の社会的評価の高まりにより、各種推薦・特別入試を除く総志願者数は九千三百十二人(二月二十二日現在)で、七年連続で十万人を超えるとともに、四年連続で志願者数全国一位となつた。